平成２８年（フ）第１３７号
山口県下関市山の口町９番７号
債務者　淺野　　妹
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１号
福岡県宮若市原田1185番地　ファンテージ21Ａ　201号、前住所福岡県直方市大字山部887番地85
債務者　緑　　美華（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4002番地13（サンコーポ１　206号室）、前住所福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4082番地
債務者　加藤　　舞（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第９０号
佐賀県唐津市二タ子３丁目８番３号　臨港市営住宅804号
債務者　岡本　千恵
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第９３号
佐賀県唐津市原910番地２
債務者　川津　匡親
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１号
宮崎県延岡市伊形町5928番地３
債務者　臼間　誠一
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１２４号
鹿児島県姶良郡湧水町川西2476番地
債務者　郷原　芳弘
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第５３６号
千葉県我孫子市高野山94番地の４
債務者　青木　　要
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７１１号
千葉県松戸市稔台８丁目８番地の15　レオパレスワールド稔台103号
債務者　田代美恵子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７１６号
千葉県松戸市馬橋1890番地の７　モンシャトー松戸602号
債務者　松尾　真弓
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７２８号
千葉県柏市柏７丁目３番３号　金子コーポ201号
債務者　海津七次郎
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７３８号
千葉県流山市大字西平井832番地の１　Ｙ’Ｓフローネ101
債務者　安瀬　啓一
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７６７号
千葉県松戸市常盤平３丁目２番地の２　スプルスヒロ301号
債務者　加藤　武彦
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６０号
青森県南津軽郡藤崎町大字柏木堰字西亀田81番地
債務者　櫻庭　　潤
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７１５号
神奈川県愛甲郡愛川町三増783番地の１　三増住宅１―18
債務者　望月美智子（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７２０号
神奈川県厚木市愛甲西２丁目１番12号　メゾンコイズミＶ―201
債務者　金田　恵美
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１８４９号
名古屋市中村区千成通１丁目27番地　ラフィーネ千成302号
債務者　内藤正鎬こと　金　　正鎬
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部